

# 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

県では、男女共同参画社会の実現を目指して、平成12年12月に鳥取県男女共同参画推進条例を制定し、平成13年6月に鳥取県男女共同参画計画、平成19年3月に第2次鳥取県男女共同参画計画を策定して、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。その結果、審議会委員や自治体管理職における女性割合は増加し、県内全市町村で男女共同参画計画が策定されるなどの成果があった一方で、固定的な性別による役割分担意識は根強く、地域や職場などで物事を決める過程への女性の参画はいまだに低い状況であるなど、様々な課題があり、それらの解決に向けて取組を進める必要があります。

これまでの成果と課題を踏まえ、少子高齢化の進展、家族や地域社会の変化、社会経済の変化などに対応し、更に男女共同参画を推進するため、「第3次鳥取県男女共同参画計画」を策定するものです。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「鳥取県男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた県の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。

## 3 計画の期間

平成24年度から28年度までの5年間

## 4 計画策定に当たっての基本的な視点

- (1) 女性の参画による社会全体の活性化  
少子高齢化、人口減少が進む中で、経済、社会の活性化にとって多様な人材を活用することが求められています。様々な分野への女性の参画の取組を促進し、地域社会の活性化につなげていくことが必要です。
- (2) 男性にとっての男女共同参画  
男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、誰もが職場、家庭、地域などあらゆる場面で活躍できる社会であり、女性のみならず男性にとっても暮らしやすい社会です。男女共同参画を男性の視点から捉え、理解を働きかけることが必要です。
- (3) 男女共同参画の推進による地域活力の創造  
高齢化や単身世帯の増加、人間関係の希薄化が進む中で、地域においては男女が共に担わないと立ち行かない状況となっています。女性も男性も高齢者も若者も自ら住む地域に関わり合い、地域力を高めていくことが必要です。
- (4) 男女間における暴力を許さない社会づくり  
男女間における暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会をつくる上で克服すべき重要な課題です。配偶者などにおける暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどを許さない社会づくりが必要です。

## 5 計画の基本テーマ

### A 男女共同参画の視点に立った社会制度や慣行の見直し、意識の改革

男女共同参画の理解を広げる啓発や教育の充実を図り、様々な分野への女性の参画拡大を推進します。

### B 職場、家庭、地域において多様な生き方を選べる社会の実現

男女共に個性や能力を十分発揮できる職場環境づくりを支援し、職場、家庭、地域のバランスがとれた生活の実現に向けた取組を進め、家庭生活や地域での男女双方の参画を推進します。

### C 人権が尊重され、誰もが健康で安心して暮らせる社会づくり

男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた総合的な取組や、生涯を通じた男女の健康支援に取り組み、誰もが安心して暮らせる環境づくりを進めます。